

## 競争参加者の資格に関する公示

島松外（7）構内線路等整備工事ほか4件（「1 工事概要」に示す5件を指す。以下「本案件の工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本案件の工事は、競争参加資格確認資料を共通化できる複数件の工事を対象に、一括して公示及び公告し、審査を実施する一括審査方式の試行対象工事である。

令和7年7月8日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦

（公印省略）

### 1 工事概要

一括審査方式の対象となる工事名は次に示すとおりとする。

- ・島松外（7）構内線路等整備工事
- ・襟裳外（7）構内線路等整備工事
- ・多田外（7）構内線路等整備工事
- ・稚内外（7）構内線路等整備工事
- ・当別外（7）構内線路等整備工事

また、本案件の工事の概要は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 島松外（7）構内線路等整備工事

##### ア 工事場所

北海道恵庭市、虻田郡倶知安町、千歳市、勇払郡安平町

##### イ 工事内容

##### 【島松駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

##### 【北恵庭駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

##### 【南恵庭駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

##### 【倶知安駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

##### 【北千歳駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【安平駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【早来分屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

※1 本工事のうち、島松駐屯地、北恵庭駐屯地、倶知安駐屯地、北千歳駐屯地、安平駐屯地及び早来分屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

※2 本工事のうち、南恵庭駐屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（B－3方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行い、設計変更後に工事を行うものである。

ウ 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

※技術者の専任期間は令和8年4月から令和9年3月19日までとする。

（着手時期：令和8年4月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

(2) 襟裳外（7）構内線路等整備工事

ア 工事場所

北海道幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、沙流郡日高町、  
白老郡白老町、登別市

イ 工事内容

【襟裳分屯基地】

- ・構内通信線路等整備工事

【静内駐屯地】

- ①構内通信線路整備工事
- ②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【日高分屯地】

- ①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【白老駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【幌別駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

※1 本工事のうち、静内駐屯地及び日高分屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

※2 本工事のうち、白老駐屯地及び幌別駐屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（B-3方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行い、設計変更後に工事を行うものである。

ウ 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

ただし、「襟裳分屯基地」は、令和8年10月30日までとする。

※技術者の専任期間は令和7年10月から令和9年3月19日までとする。

（着手時期：令和7年10月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

**(3) 多田外（7）構内線路等整備工事**

ア 工事場所

北海道空知郡上富良野町、旭川市、滝川市、雨竜郡沼田町、留萌市、美唄市、岩見沢市

イ 工事内容

【多田分屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【上富良野駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【近文台分屯地（弾薬支処）】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事  
【近文台分屯地（燃料支処）】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事  
【滝川駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【沼田分屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【留萌駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【美唄駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【岩見沢駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

※ 本工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

ウ 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

※技術者の専任期間は令和8年4月から令和9年3月19日までとする。

（着手時期：令和8年4月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

#### (4) 稚内外（7）構内線路等整備工事

ア 工事場所

北海道稚内市、名寄市

イ 工事内容

【稚内分屯基地】

・構内通信線路等整備工事

【稚内分屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【名寄駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

※ 本工事のうち、稚内分屯地及び名寄駐屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

ウ 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

ただし、「稚内分屯基地」は、令和8年9月30日までとする。

※技術者の専任期間は令和7年10月から令和9年3月19日までとする。

（着手時期：令和7年10月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

(5) 当別外（7）構内線路等整備工事

ア 工事場所

北海道石狩郡当別町、札幌市

イ 工事内容

【当別分屯基地】

・構内通信線路等整備工事

【丘珠駐屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

【苗穂分屯地】

①構内通信線路整備工事

②通信機器設置に伴う通信設備工事及び電気設備工事

※ 本工事のうち、丘珠駐屯地及び苗穂分屯地の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

ウ 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日まで

ただし、「当別分屯基地」は、令和8年9月30日までとする。

※技術者の専任期間は令和7年10月から令和9年3月19日までとする。

（着手時期：令和7年10月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

## 2 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

- (1) 交付期間 公示日から令和7年9月3日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<http://www.dfeg.mod.go.jp>  
ただし、紙による交付を希望する場合は下記3(2)に同じ。
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

## 3 申請書の提出期限等

- (1) 提出期間 公示日から令和7年7月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。  
なお、申請書は、令和7年7月25日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- (2) 提出場所  
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎  
北海道防衛局総務部契約課  
TEL 011-272-7513  
FAX 011-280-0351  
Email [keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp](mailto:keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp)
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。  
ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し。  
イ 共同企業体協定書の写し。  
ウ 下記4(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和7年7月8日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

#### 4 特定建設工事共同企業体としての資格

本案件の工事については、一括して公示及び公告するものであるため、本案件では当該工事等を対象とする一つの特定建設工事共同企業体について資格審査を実施するものとする。

なお、本案件の工事に特定建設工事共同企業体として参加を希望する場合には、受注を希望する工事の件数に関わらず、一つの特定建設工事共同企業体を結成するものとし、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認めない。

##### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気通信工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気通信工事」870点以上「Aランク」又は「電気工事」870点以上「Aランク」であること。

また、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気通信工事」870点以上「Aランク」又は「電気工事」870点以上「Aランク」であること。

ウ 上記1に示した本案件の工事のうち、受注を希望する工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（なお、詳細は入札説明書による。）。

##### ・島松外（7）構内線路等整備工事

（島松駐屯地、北恵庭駐屯地、倶知安駐屯地、北千歳駐屯地、安平駐屯地及び早来分屯地）

設計業者：該当無し

（南恵庭駐屯地）

設計業者：未定

##### ・襟裳外（7）構内線路等整備工事

（襟裳分屯基地）

設計業者：株式会社環境設備計画

（静内駐屯地及び日高分屯地）

設計業者：該当無し

(白老駐屯地及び幌別駐屯地)

設計業者：未定

・多田外（7）構内線路等整備工事

設計業者：該当無し

・稚内外（7）構内線路等整備工事

(稚内分屯基地)

設計業者：株式会社田中建築設備事務所

(稚内分屯地及び名寄駐屯地)

設計業者：該当無し

・当別外（7）構内線路等整備工事

(当別分屯基地)

設計業者：株式会社共伸設備設計事務所

(丘珠駐屯地及び苗穂分屯地)

設計業者：該当無し

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成22年4月1日から公示日までに完成・引渡し完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した、国内における工事のうち、屋外通信設備工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、屋外通信設備工事  
また、代表者以外の構成員は、平成22年4月1日から公示日までに完了・引渡しが完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した工事のうち、国内における通信設備工事又は電気設備工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、通信設備工事又は電気設備工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「電気通信工事」又は「電気工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「電気通信工事」又は「電気工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「電気通信工事」又は「電気工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 5 上記4(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記3により申請することができる。

この場合、上記4(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記4(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、本案件の工事のうち、受注を希望する工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記4(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記4(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

- 6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

- 7 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。

ただし、本案件の工事の受注者以外の者であっては、本案件の工事のうち、入札が成立した全ての工事において、請負契約が締結された日までとする。

- 8 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「北海道防衛局（7）構内線路等整備工事 ○○○建設・○○○建設・○○○建設 建設共同企業体」とする。

(2) 本案件の工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本案件の工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。